

平成30年1月17日

弁 明 書

今治市長 菅 良 二
(企画課扱い)

第1 事件の表示

審査請求人(以下「請求人」という。)が平成29年12月7日に提出した公文書非開示決定処分(企企第596号)についての審査請求

第2 弁明の趣旨

「審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

第3 経緯

- 1 平成29年11月6日、請求人は、今治市情報公開条例(平成17年今治市条例第19号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき今治市長に対し以下の内容で開示請求を行った。

請求内容 岡山理科大学今治キャンパスに関する基本協定書に関する以下の文書

- ① 第5条第5項の「補助金の交付の方法その他必要な事項については、甲が定める」とした文書
- ② 第11条に基づく基本協定の内容変更を行った文書
- ③ 第13条の学校法人加計学園理事会の議決書
- ④ 第14条に基づく協議して定めた文書

- 2 市長は、請求人からの開示請求に対し、平成29年11月20日に以下の内容の決定を行い、公文書開示決定通知書(企企第595号)及び公文書非開示決定通知書(企企第596号)(以下「本件非開示決定」という。)により申請者に通知した。

決定内容 請求内容①については、今治市大学立地事業費補助金交付要綱を開示

請求内容②及び④については、該当文書が不存在のため非開示

請求内容③については、次の理由により条例第7条第3号に該当するため非開示

理由 法人の研究内容や建物、カリキュラム、構想あるいは経営状態等の情報

が含まれており、法人の権利や競争上の地位、法人の社会的評価、社会活動の自由その他正当な利益を害する恐れがある。

- 3 平成29年12月7日、請求人は、本件非開示決定のうち、学校法人加計学園理事会の議決書（以下「加計学園理事会議決書」という。）に非開示情報が含まれるとの理由で加計学園理事会議決書自体を丸ごと非開示とする処分は違法であり、当該処分を取り消し、加計学園理事会議決書を開示すべきであるとして審査請求をした。

第4 審査請求に対する弁明

- 1 今治市情報公開条例第7条第3号は、同号のただし書に該当する場合を除き、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」については、非開示情報として取り扱うことを定めている。

同号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由は保護される必要があることから、公にすることにより法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、公益性確保の観点から公にすることが認められる情報を除き、非開示とすることを定めたものである。

同号に言う「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、生産、技術、販売、営業等の情報のほか、経営方針、経理、人事等内部管理に関する情報その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められるものと解されている。

- 2 岡山理科大学今治キャンパスに関する基本協定書第13条は「この基本協定書中、甲【今治市】の議会又は乙【加計学園】の理事会の議決等を要する事項については、それぞれの議決等がなされたときに効力が生ずるものとする」と規定されており（【 】内は追記）、ここにいう加計学園が理事会において議決を要する事項として想定されるものは、学部認可（基本協定書第3条）である。これらの事項を議決した加計学園理事会議決書には、今治において新設を予定している獣医学部に関しての研究内容や建物、カリキュラム、構想、経営状態等の情報が記載されている。

一般的に、法人が理事会でどのような過程を経て意思決定を行うかについては、それぞれの法人により手法が異なっており、その手法を含め、協議内容等は、法人の経営状況に関す

る情報である。また、これらの情報が公になることで、法人の意思決定に至る過程、今後行おうとする法人の事業計画、法人と取引のある企業名、取引企業との交渉過程が明らかとなり、法人の事業の競争上の地位に運営に支障を生じることとなるものである。

加計学園についても、その最高意思決定機関である理事会の議決書が公になることで、理事会での意思形成過程や、獣医学部に関しての研究内容や建物、カリキュラム、構想、経営状態等が明らかとなり、事業を行ううえでの競争上の地位に支障をきたすことは明白である。

3 次に請求人の主な主張に対し以下のとおり反論する。

(1) 請求人の主な主張は以下のとおりである。

ア 非開示情報が記載されているとしても、非開示情報に該当する情報があれば、その情報部分を覆って複写するか、又は該当するページの全部を複写した上で非開示部分をマジックインク等で黒く塗りつぶし、それをもう一度複写したものを開示することが不可欠である。非開示情報が含まれていることを理由に加計学園理事会議事録を丸ごと非開示とすることは違法であり、少なくとも部分開示とすべきである。

また、加計学園理事会議決書は、非開示情報が含まれていることにより非開示に当たる場合（分離が技術的に困難な場合、有意な情報が含まれていない場合等）に該当しない。

イ 市長は、加計学園理事会議決書が条例第7条第3号ただし書に該当するか否かを検討していない。

加計学園理事会議決書には、市民の生命などに直結する情報及び市民の財産に関する情報が記載されており、非開示することにより保護される加計学園の法益と開示することによる今治市民の生命及び財産を保護することのどちらを保護するのかを比較衡量し、判断することが必要である。

地方自治法第1条の2にあるように地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としており、加計学園の法益よりも、今治市民の生命及び財産を保護することを優先する義務があり、加計学園理事会議決書は開示すべきである。また、今治市と加計学園が締結した基本協定書の第1条の趣旨にあるように、土地の無償譲渡及び補助金の交付決定を受けた加計学園は、信義誠実の原則に基づき、今治市民の利益を優先する道義上の義務があるとし、今治市民の利益を優先することが加計学園の法益にもかなうものであり、加計学園理事会議決書は開示すべきである。

(2) 条例第8条第1項は、公文書の部分開示について規定しており、公文書の一部に非開示

情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨を定めている。しかし、公文書のどの部分に非開示情報が記録されているかという記載部分の区分けが困難な場合等は、部分開示の義務はなく、開示しない旨の決定を行うこととなる。

請求人は、加計学園理事会議決書は、非開示情報が含まれることを理由に丸ごと非開示とすることは違法であり、当該非開示情報を取り除き、部分開示すべきであると主張するが、これは、非開示情報とそうでない情報が入り混じっている場合のことであって、加計学園理事会議決書は、その全てが条例第7条第3号の非開示情報に該当するのであり、請求人の主張は、失当である。

請求人の加計学園理事会議決書が条例第7条第3号ただし書に該当するとの主張（上記3(1)イ）は、該当文書を非開示としたことから記載内容を知らない中での誤解から生じたものである。加計学園理事会議決書には請求人が主張するようなBSL施設の稼働やのまうまの参加型臨床実習に関する情報は、一切記載されておらず、当該議事録を開示することが人の生命、健康又は生活を保護するため必要な情報となるものではない。また、条例第7条第3号ただし書により例外的に非開示とならない法人情報は、人の生命、健康、生活又は財産に関する情報であり、ここに公有財産のような市の財産が含まれるものではない。請求人は、のまうまは云々と主張するが、仮に加計学園理事会議決書中にのまうまに関する情報が記載されていたとしても、市の財産であるのまうまについての情報であることをもって同号ただし書に該当するものではない。

文書の対象が法人情報であっても、今治市から土地の無償譲渡や補助金の交付決定を受けている法人の場合、今治市民の利益を優先する道義上の義務があるとし、今治市民の利益を優先することが加計学園の法益にもかなうものであるとの主張（上記3(1)イ）があるが、開示・非開示は、あくまで条例に基づき判断されるという情報公開制度の趣旨を逸脱した考えである。つまり、上記のとおり、対象となる文書に人の生命、健康、生活又は財産に関する情報は含まれておらず、道義的義務云々ということは、開示・非開示の決定に当たり考慮されるべきものではない。

4 結論

以上のとおりであり、本件非開示決定は条例に即して適法に行なわれたものであり、請求人の主張には理由がないため、弁明の趣旨のとおり本件審査請求の棄却を求める。

以上